

# 人権方針

\_\_\_\_\_は、倫理的な取引の基本原則を遵守し、社会的（および環境的）に責任ある事業運営を行い、労働者の権利を保護します。すべての人はかけがえのない個人であり、敬意、公正さ、そして尊厳をもって扱われる権利、および安全で健康的かつ脅威のない職場で働く権利を有するものとします。

上記への取り組みを実践するため、\_\_\_\_\_は以下の事項を遵守します。

- 適用されるすべての法令、特に以下に関するものを遵守する。
  - 雇用
  - 安全衛生
  - 移民
  - 人権
- 労働斡旋業者やその他の事業体が負債返済のために労働させるケースを含め、いかなる強制労働、債務労働、義務労働も使用しない。
- 従業員の結社の自由および団体交渉権を尊重する。
- すべての従業員および業務委託者に対し、安全で健康的な労働環境を提供する。
- 未成年者を雇用する場合は、身体的危険から保護し、かつ、その教育および人間的発達が損なわれない状況下でのみ雇用することを徹底する。
- 職場における差別を禁止し、労働者が尊敬、公正、および尊厳をもって扱われることを保証する。これには、体罰、精神的・身体的強制、いじめ、嫌がらせ、その他一切の虐待行為の脅威を支持または容認しないことを含む。
- 福利厚生、休日、休憩を提供し、公正かつ合法的な賃金を支払い、労働および／または常識的に受け入れられない時間外労働を強制しない。
- 直接的か間接的かを問わず、汚職、恐喝、横領、およびあらゆる形態の贈収賄行為への一切の関与を禁止する。
- すべての従業員および労働者代表／管理者GRASP連絡担当者（該当する場合）が苦情処理手続きを十分に認識し、かつ、同手続きを開始したことを理由として不利益な扱いを受けないことを徹底する。
- 継続的に最善の実務を確保するため、本方針を3年ごとに見直し、関連する手続きについても必要に応じて改訂する。
- 果樹園内における本方針または現地法令のいかなる違反に対しても、ゼロ・トレランス方針（不寛容の原則）を適用する。

管理者 署名： \_\_\_\_\_ 日付： \_\_\_\_\_

労働者代表/管理者GRASP連絡担当者 署名：

日付： \_\_\_\_\_